

みんなの 介護保険



介護保険制度がスタートして4年目となり、
第2期介護保険事業計画(平成15～19年度)
に基づき、介護保険を運営しています。
今回は、介護保険の現状や平成14年度の決算等
についてお知らせします。

■ 地域のデータ (H15. 9. 30現在)

総人口	世帯数	65歳以上人口	高齢化率
118,119人	39,425世帯	21,644人	18.3%

鳥栖・三養基の 介護保険の現状

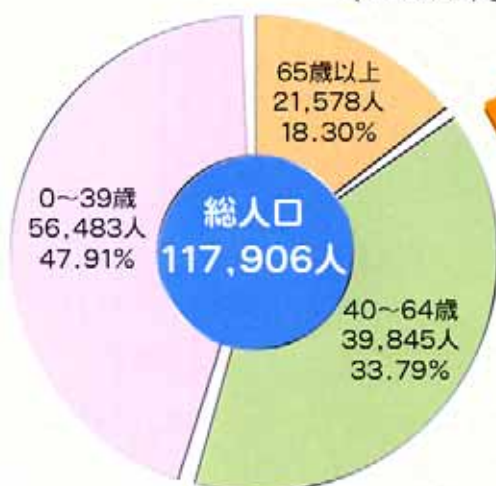
高齢化率
18.30%

認定者率
14.60%

介護サービス
利用者率
80.13%

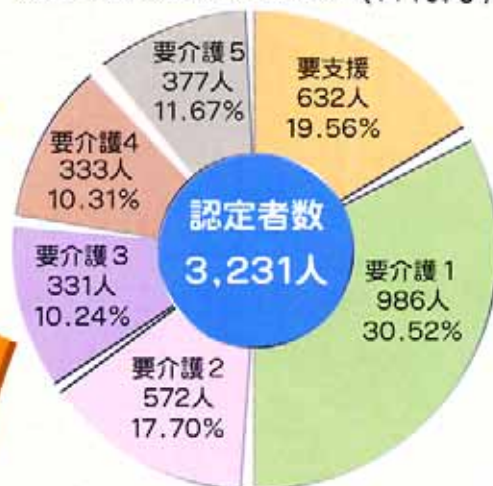
平成12年4月に介護保険制度がスタートして4年目となりますが、要介護認定者数や介護サービス利用者数は一貫して増加傾向にあります。ここでは、最近の状況についてお知らせします。

① 高齢者(65歳以上)人口 (H15.6月末)



高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は18.30%で、総人口のおおよそ5人に1人が高齢者となっています。

② 要介護認定者の状況 (第2号被保険者88人を含む) (H15.6月末)

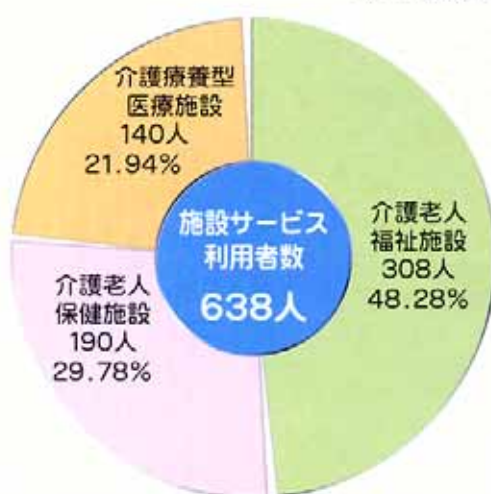


認定者率は14.60%で、65歳以上人口のおおよそ7人に1人が認定者となっています。

認定者率 = 認定者数(第1号被保険者) ÷ 第1号被保険者数

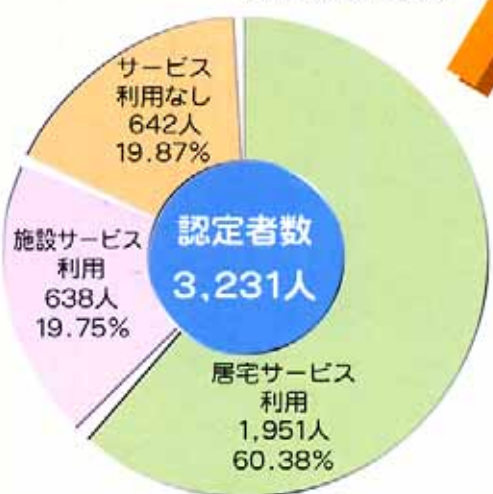
第1号被保険者数：21,534人
うち認定者数：3,143人

④ 施設サービスの種類別利用状況 (H15.6月分)



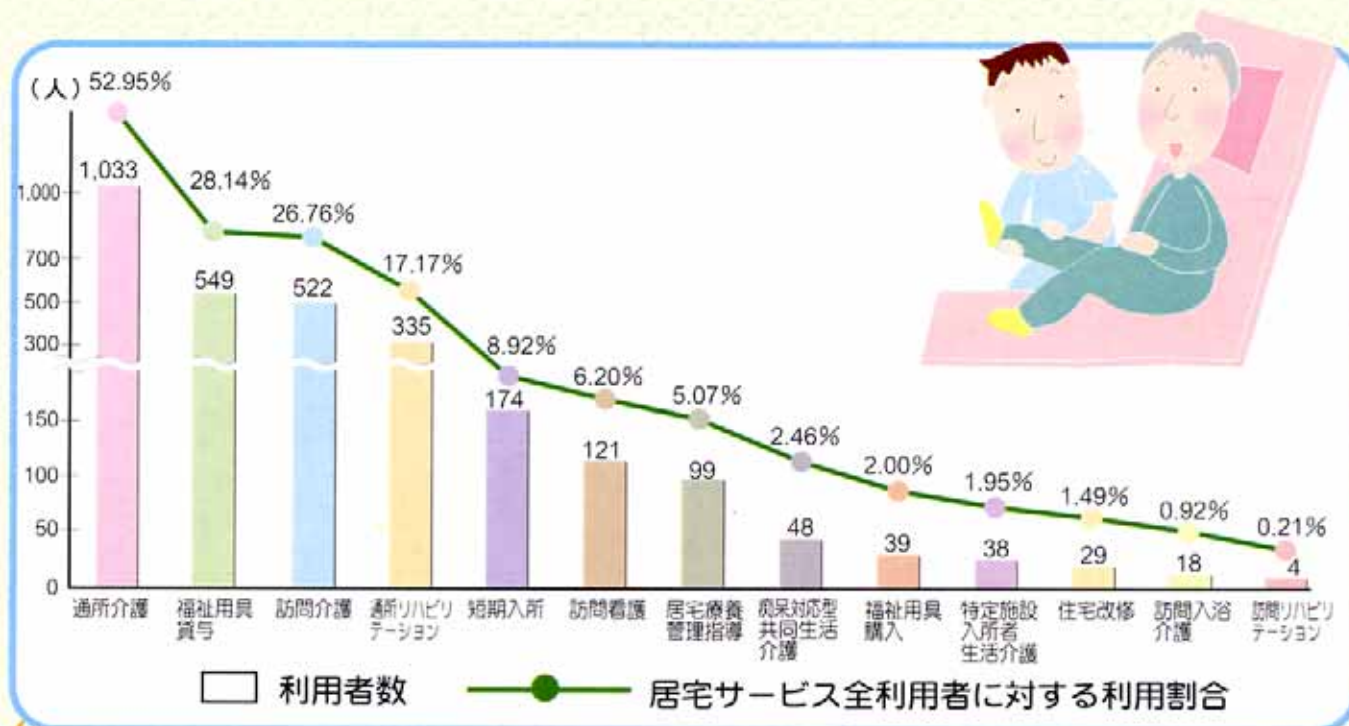
施設サービス利用者のほぼ半数は介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の利用者となっています。

③ 介護サービスの利用状況 (H15.6月分)



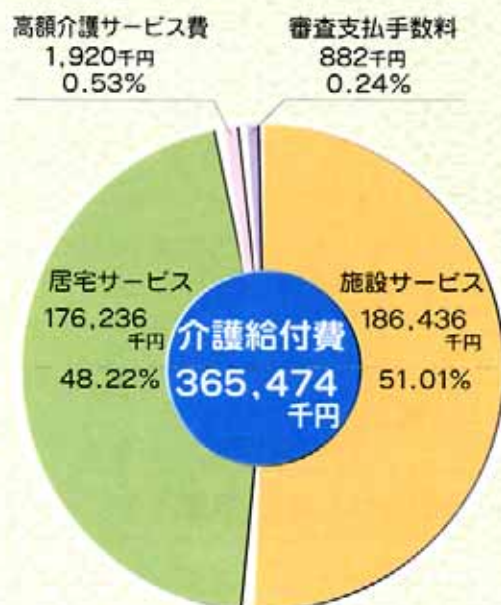
介護サービス利用者率（認定者に占めるサービス利用者の割合）は、80.13%で、認定者のおおよそ5人に4人が介護サービスを利用されています。

⑤ 居宅サービスの種類別利用状況（H15.6月分）



居宅サービスでは、通所介護の利用者が最も多く、居宅サービス利用者の2人に1人は利用されています。これに続くサービスは福祉用具貸与、訪問介護の順になっており、両サービスとも居宅サービス利用者の4人に1人が利用されています。

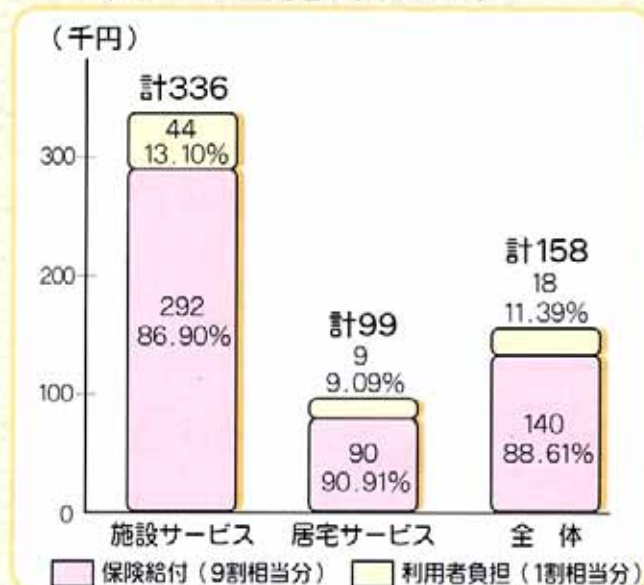
⑥ 介護給付費支払状況（保険給付分）（H15.6月分）



施設サービスと居宅サービスの支払割合は、ほぼ半分ずつとなっています。

⑦ 介護サービス費用の負担状況（H15.6月分）

（サービス利用者1人あたり）



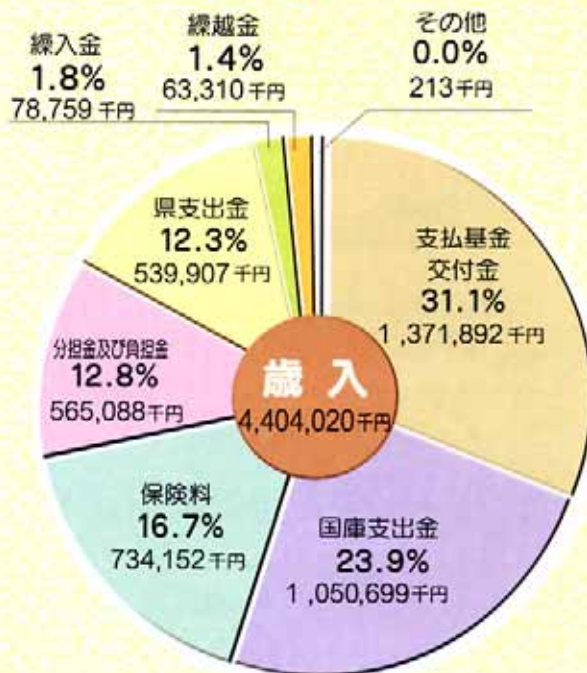
介護サービス利用時には1割（10％）の利用者負担を支払いますが、施設サービスは食事代の負担があるために利用者負担が約13％となり、居宅サービスは、ケアプラン作成費が全額保険給付のために利用者負担は約9％となっています。

平成14年度 介護保険特別会計決算報告

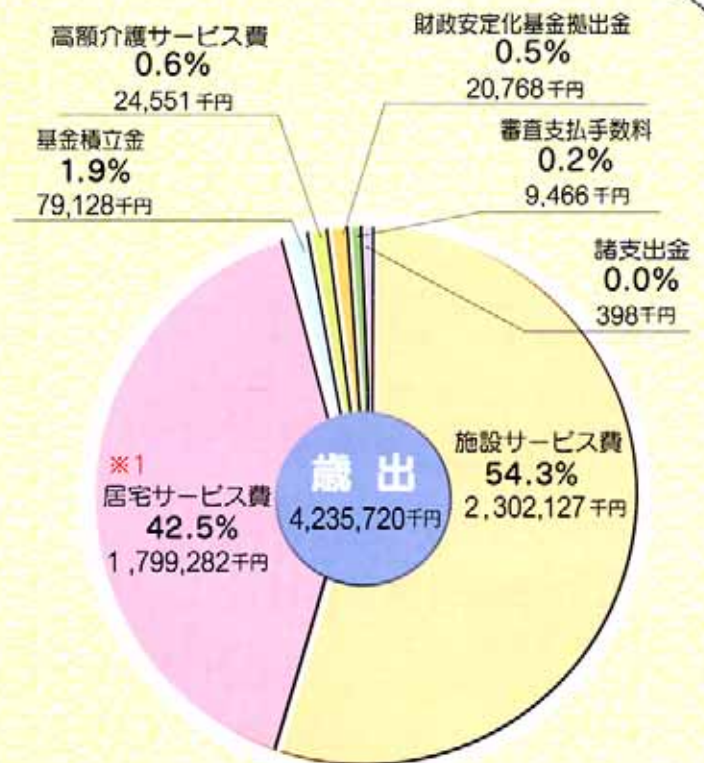
(単位:千円)

区 分	歳 入	歳 出	歳入歳出差引額
介護給付費	4,404,020千円	4,235,720千円	168,300千円
事 務 費	253,683千円	242,838千円	10,845千円
低所得利用者助成事業等費	8,303千円	5,150千円	3,153千円
計	4,666,006千円	4,483,708千円	182,298千円

介護給付費決算状況



介護給付費に対し法の規定に基づき、国・県や支払基金から受ける負担金等が2,962,498千円と歳入全体の67.3%を占めています。皆さんから納めていただいた保険料は、734,152千円で、歳入全体の16.7%となっています。



施設サービス費として2,302,127千円、居宅サービス費として1,799,282千円を支出し、歳出全体の96.8%を占めています。

※1 居宅サービス費には、住宅改修費、福祉用具購入費などが含まれます。

介護給付費(歳出)の推移

基金積立金、財政安定化基金拠出金及び諸支出金を除きます。

(1ヵ月平均) (単位:千円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	比較(H14/H12)
施設サービス	168,172	181,487	191,844	114.08%
居宅サービス	97,768	116,196	149,940	153.36%
そ の 他	1,499	2,243	2,835	189.13%
計	267,439	299,926	344,619	128.86%

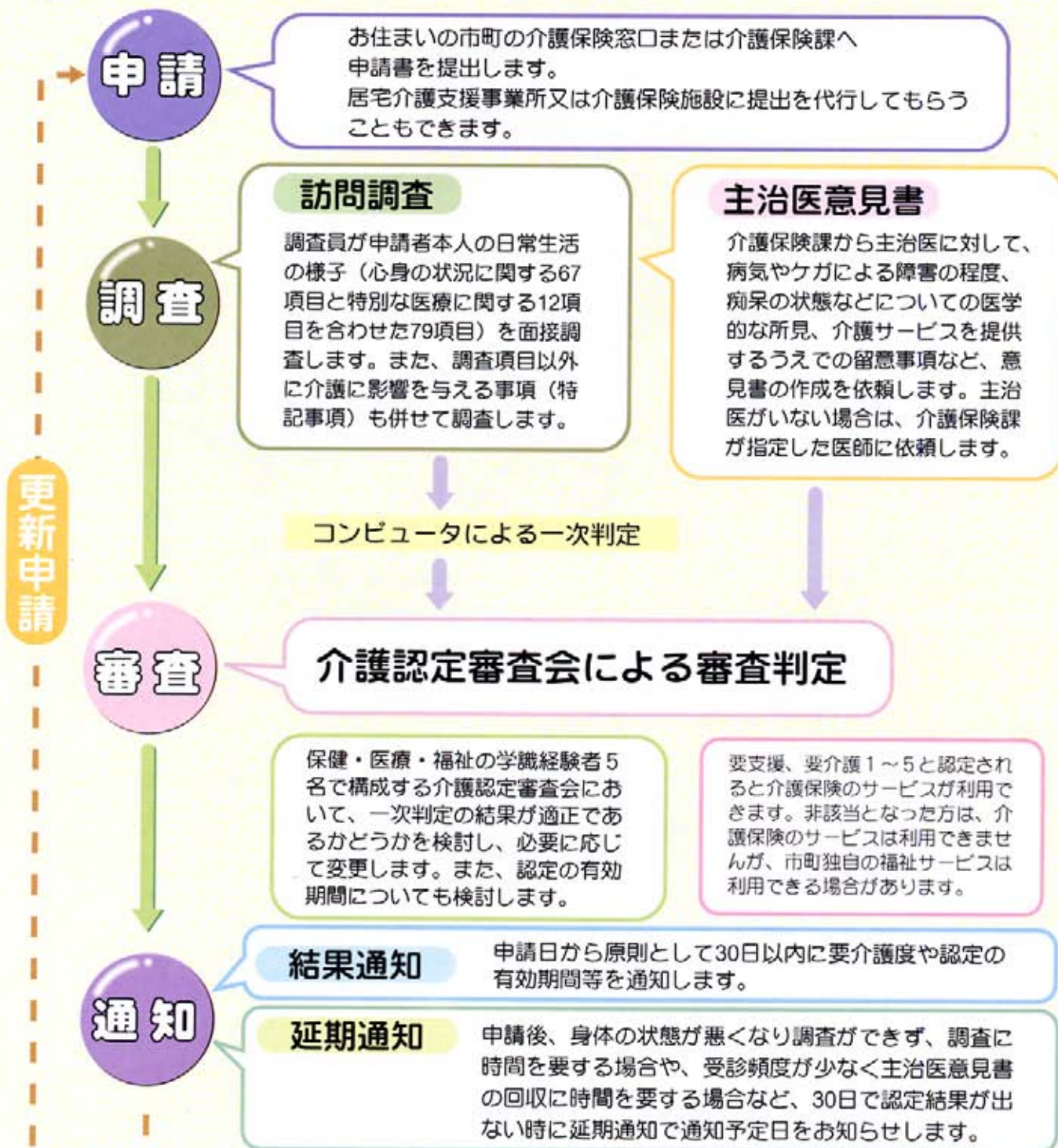
※その他とは、高額介護サービス費及び審査支払手数料です。

介護保険制度についての再確認 ①

介護保険制度は4年目となり、みなさんに定着しつつありますが、再確認のために3回程度に分けて制度の概要をお知らせします。第1回目は、要介護の申請から認定までです。

介護保険は医療保険と違って介護サービスを利用するには要介護認定を受ける必要があります。

●申請から認定まで



認定の有効期間(※)満了後も引き続き介護サービスを利用される場合は、更新申請が必要です。
有効期間満了日の60日前から30日前までに申請してください。
※原則6カ月ですが更新申請の場合は延長(最長1年)となる場合があります。



介護保険料の納め忘れはありませんか？

災害など特別な事情がないのに保険料を納付しない被保険者に対しては、公平性を保つため次のような給付制限措置を行うことになります。

★1年以上保険料を納めないでいると……（支払方法の変更）

介護サービスにかかる費用をいったん全額自己負担し、申請により後で払い戻し（費用の9割）を受けることになります。（償還払い）

★1年6か月以上保険料を納めないでいると……（保険給付の一時差止）

償還払いとなった保険給付（9割分）の全部または一部を一時差し止め、それでもなお保険料が納付されない場合は、差し止めた保険給付額を未納保険料に充当することになります。

★2年以上保険料を納めないでいると……（保険給付の減額）

保険料は2年で時効となって納付ができなくなり、時効により消滅した未納保険料に応じて、介護サービス利用時の自己負担が1割から3割になり、高額介護サービス費の支給（7ページ参照）も受けられなくなります。この措置は過去10年間の保険料の納付状況により行います。

※災害など特別な事情により納付が困難な場合はご相談ください。

平成15年度から新たに生活困窮による介護保険料の減免を実施しています。

★対象者

生活が困窮していると認められる方で具体的には次の①及び②を満たす方
①年間収入額が減免基準額（※）未満である。
②資産等を活用しても生活が著しく困窮する。

★減免の程度

基準額（3,020円）×0.25=755円／1か月となります。

◎基準額とは、第3段階の月額保険料です。

※減免基準額の目安（1人世帯居宅の場合）

65～69歳 ……約80万円

70歳以上 ……約95万円

⑨世帯の人数、障害の程度等により金額は変わります。

必要書類の提出忘れはありませんか？

高額介護サービス費の支給対象者（①）や介護保険料が還付となる方（②）に対しては、介護保険課から通知を出していますが、必要書類を提出されていない方がおられます。

介護保険制度では、2年が経過するとお支払いできなくなりますので①の場合は支給申請書を、②の場合は口座振込依頼書をすみやかに提出してください。

① 高額介護サービス費の支給

介護保険では、サービス利用時に1割の利用者負担を支払いますが、同じ月の世帯での利用者負担の合計額が、下表の金額を超えた場合は、申請により超えた分が高額介護サービス費として支給されます。

世 帯	1か月の世帯上限額
生活保護の受給者、世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金の受給者	15,000円
世帯全員が市町村民税非課税	24,600円
上 記 以 外	37,200円

※施設サービスでの食事代の利用者負担額や日常生活費などは支給の対象となりません。

② 介護保険料が還付となる場合

介護保険料は資格を有する期間に応じて納めることになっています。亡くなられた場合や転出された場合は、保険料を月割で納めていただくことになり、納め過ぎの場合は還付となります。



年金の死亡届(未支給年金請求書)はすみやかに提出しましょう

特別徴収（年金からの天引き）の方が亡くなられて未支給年金請求者がおられない場合は、還付していた保険料を返納していただくことになります。その確認のために年金保険者へ年金の死亡届（未支給年金請求書）の提出が必要です。

介護給付費のお知らせについて

あなたが利用された介護保険のサービスについて、保険給付額や利用者負担額等を2か月に1度お知らせします。

※この通知はお知らせですので手続き等の必要はありません。

初回通知…平成16年1月（平成15年10月・11月サービス利用分）

※サービス事業所から保険者に請求された分について作成していますので、請求が遅れた場合は次回以降の通知でお知らせします。

介護給付費通知書の見方

①…サービスを利用された年月です。

②…サービスを利用された事業所です。

③…利用されたサービスの種類です。

介護給付費通知書				
利用年月	サービス事業所			
サービス種類	日	保険給付額	利用者負担額	
①		②		
③	④	⑤ 円	⑥ 円	

④…サービスを利用された日数です。

⑥…事業所から利用者に請求された額です。

⑤…保険者から事業所に支払った額です。

記載例

介護給付費通知書				
利用年月	サービス事業所			
サービス種類	日	保険給付額	利用者負担額	
H15.11	〇〇〇ホームヘルプサービス			
訪問介護	10	18,000円	2,000円	
H15.11	×××デイサービスセンター			
通所介護	10	90,000円	10,000円	

※訪問介護利用者負担額減額確認証をお持ちの方は、訪問介護について、減額前の利用者負担額を記載しています。

必要以上の介護サービスの利用は、
介護保険財政を圧迫し、
保険料の上昇にもつながります。
適切な介護サービスを
利用するようにしましょう。



■ お問い合わせは/ 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

TEL.0942-81-3315 FAX.0942-81-3316